

# 中小企業等に対する料金減免制度を中心とした支援施策に関する 調査研究報告書

## I. 序

### 1. 目的

本調査研究は、これまでに減免制度を利用した中小企業等に対し、ヒアリング調査により、中小企業等への支援施策全体における減免制度の位置付けや減免制度による効果等に関して情報収集を行い、調査により得られた情報を整理・分析することにより、減免制度の政策的な効果について検証し、現行の減免制度の評価や今後の減免制度の在り方等について検討するための基礎資料を得ることを目的として行った。

### 2. ヒアリング調査方法

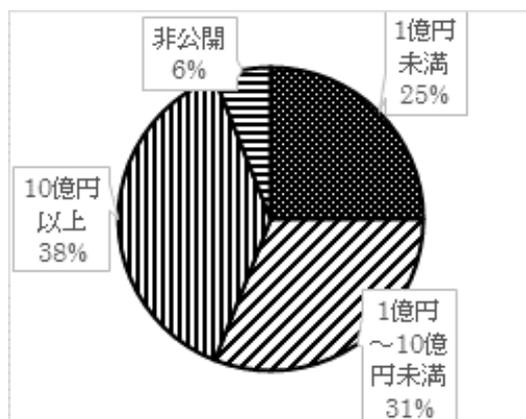
平成 22 年度から平成 26 年度で特許料納付時に減免制度を利用した中小企業 100 社を地域バランスを考慮しつつ抽出し、当該企業を訪問、ヒアリングを実施した。

### 3. 調査対象者の基本情報

調査対象者の基本情報は以下のとおりであった。中小企業を対象としつつも、幅広い特性を有する企業の意見を聴くことができたことが分かる。

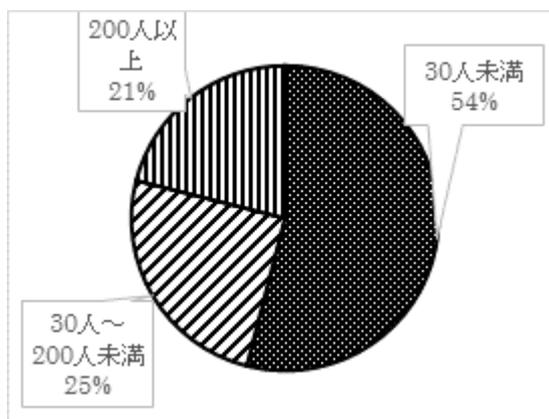
#### ① 売上高

【図表 I-1】 調査対象者の売上高



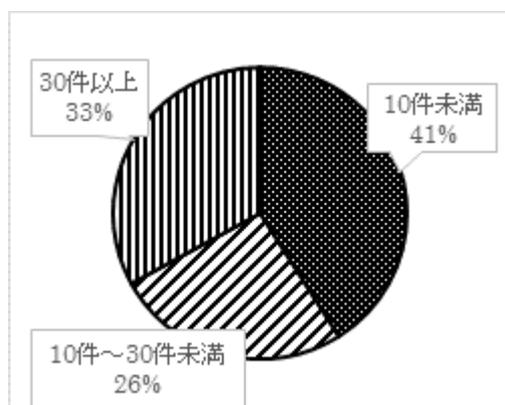
#### ② 従業員数

【図表 I-2】 調査対象者の従業員数



### ③ 特許保有数

【図表 I-3】 調査対象者の特許保有数



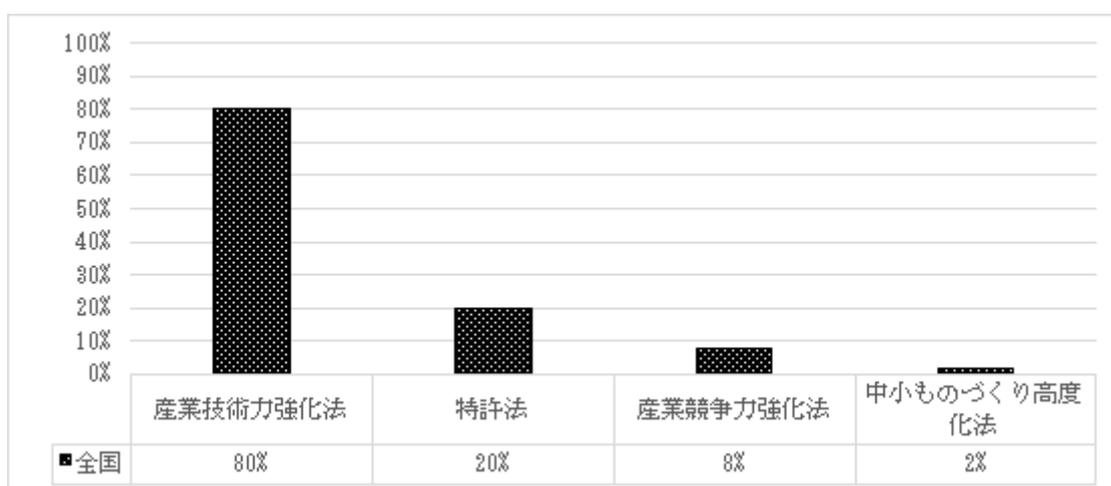
## II. 分析結果

### 1. 減免制度

#### (1) 減免制度の利用状況

本調査研究のヒアリング対象の中小企業が利用している法律別の減免制度の利用状況を【図表 II-1】に示す。企業数は延べ数でカウントしている。

【図表 II-1】 減免制度の利用状況



この結果から、産業技術力強化法に基づく申請が 80 パーセントと大部分を占めていることが分かる。産業技術力強化法に基づく申請は、主に試験研究費等比率が収入金額の 3 パーセントを超える中小企業を対象としており、研究開発に多くの費用を充てている企業の割合が高いことが分かる。

一方、特許法及び中小ものづくり高度化法に基づく申請に関しては、対象となる企業が限られているので、利用者は少ない。

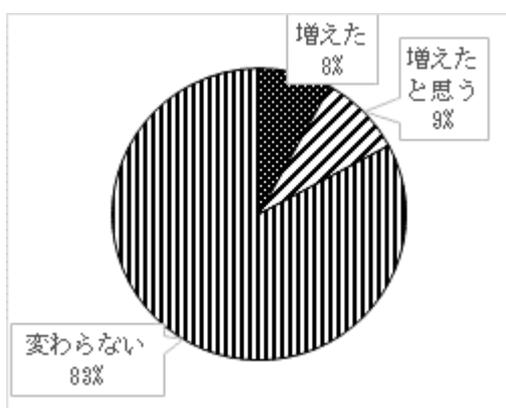
## (2) 減免制度の効果

減免制度が、特許権利化促進に寄与しているかどうかの実態を把握することを目的として、(i) 権利取得への効果、(ii) 権利取得以外への効果について調査した。特に、(ii) 権利取得以外への効果については、①経済・財政面への効果、②非経済・財政面への効果に分けて調査した。

### (i) 権利取得への効果

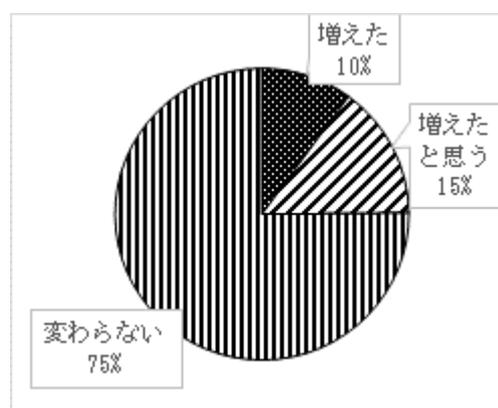
#### ① 出願への効果

【図表Ⅱ－２】 出願数の変化



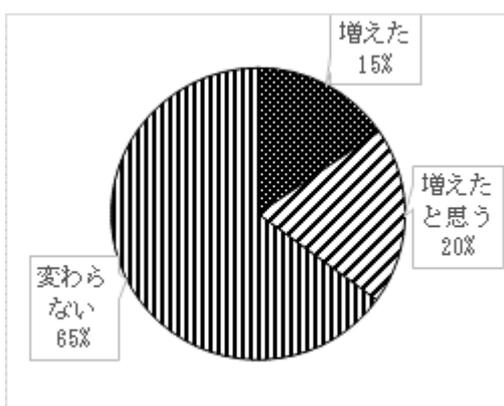
#### ② 審査請求への効果

【図表Ⅱ－３】 審査請求数の変化



#### ③ 特許保有への効果

【図表Ⅱ－４】 特許保有数の変化

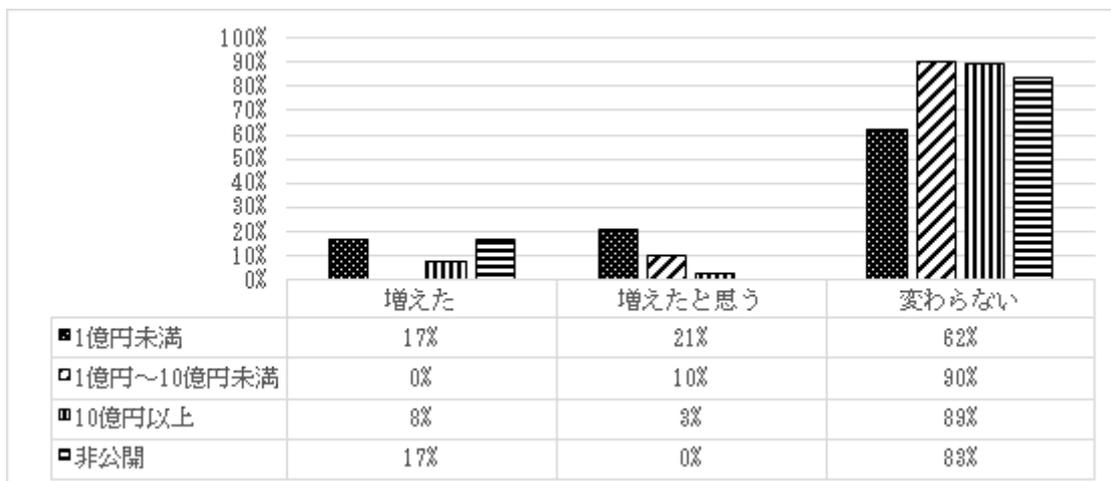


・出願数の変化は「変わらない」との回答が83パーセントと高い。

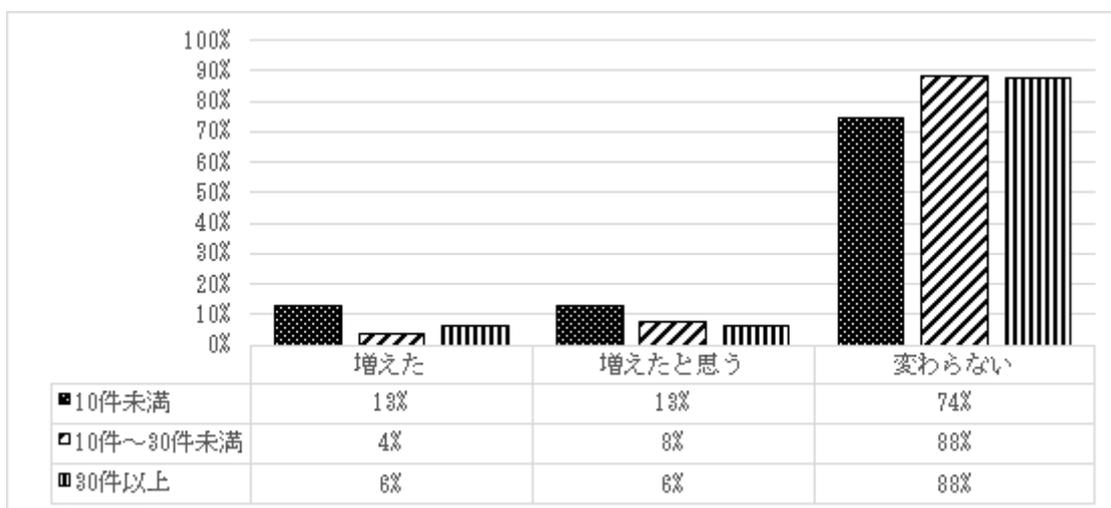
・「増えた」及び「増えたと思う」との回答を合わせた割合は、それぞれ、  
出願数 : 17パーセント  
審査請求数 : 25パーセント  
特許保有数 : 35パーセント  
と増えている。

「増えた」、「増えたと思う」と回答した企業の特徴を把握するために、  
 (a) 売上高、(b) 特許保有数の観点から更に分析したところ、出願数への変化に対して以下の結果が得られた。

【図表Ⅱ－５】 売上高別の出願数の変化



【図表Ⅱ－６】 特許保有数別の出願数の変化



ヒアリングの結果、減免制度により出願数が増加する要因は、特許出願費用が下がることで、アイデアはあるものの出願をためらっていた発明を出願することができるようになったこと、知財ポートフォリオを充実させるためにコア技術の周辺技術に関する出願ができるようになったこと、の2つが主であった。

大多数の企業は、製品の保護や事業化・製品化、競合他社との差別化などのために必要な特許を出願し権利取得を目指すことから、減免制度が特許の出願

数に大きくは影響していないものの、特許出願数を増加させる効果が一定程度存在し、その効果は、売上高が1億円以下の比較的小規模の事業者、また、特許保有数10件未満の特許保有数の少ない企業において、相対的に大きいことが分かった。

一方で、売上高が1億円以上（中でも10億円以上）や特許保有数が30件以上と多い企業では、減免制度は、出願数には影響しないものの、審査請求数や、特許保有数の増加に影響すると回答が変化した。特許の出願数及び特許保有数が多い企業ほど、これらの段階でのコスト的な面への影響が大きいからと推測される。

#### ④小括

必要なものを出願し保有しているなど、権利取得にかかる費用とは別の要因で出願数が決まることを挙げる企業がほとんどであった。

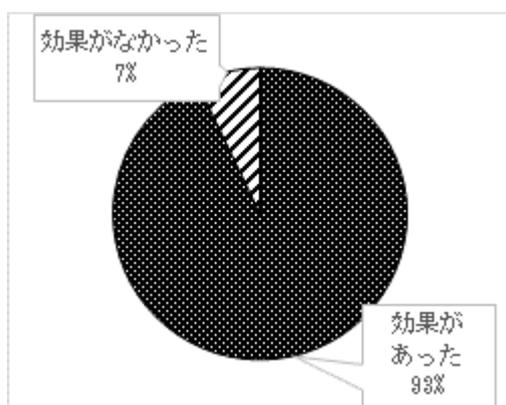
減免制度を利用することで出願数が「増えた」及び「増えたと思う」との回答は合わせて17パーセントであったのに対して、審査請求数及び特許保有数は、それぞれ、25パーセント、35パーセントであった。増えた内訳から、特許の出願数及び特許保有数が多い企業ほど、これらの段階でのコスト的な面への影響が大きいからと推測される。

#### (ii) 権利取得以外への効果

次に減免制度を用いて権利化することで得られる効果を、①経済・財政面への効果、②非経済・財政面への効果に分けて調査した。

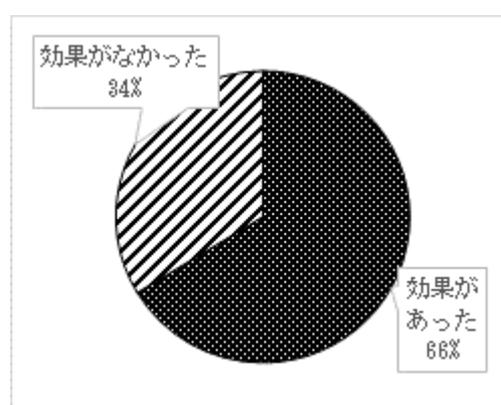
##### ① 経済・財政面への効果

【図表Ⅱ－7】 経済・財政面への効果



##### ② 非経済・財政面への効果

【図表Ⅱ－8】 非経済・財政面への効果



経済・財政面への効果があったとする企業は93パーセントと高い割合であった。ヒアリングの回答では、減免された費用そのものによる経済・財政面への効

果の他に、取得した特許権に関連して商品化、ライセンス、他社排除による市場保護などによる経済・財政面への効果が挙げられていた。

非経済・財政面への効果については、特許権利化できたことに基づく効果が挙げられていた。特に、特許権取得による非経済・財政面への効果として、信用力の向上とそれによる商談などでの交渉力の向上が挙げられている点は、特許の取得を考える企業にとって参考になると考えられる。

### ③小括

減免制度は料金の減免であることから、多くの企業が、直接的に経済・財政面への効果を感じていることが分かった。

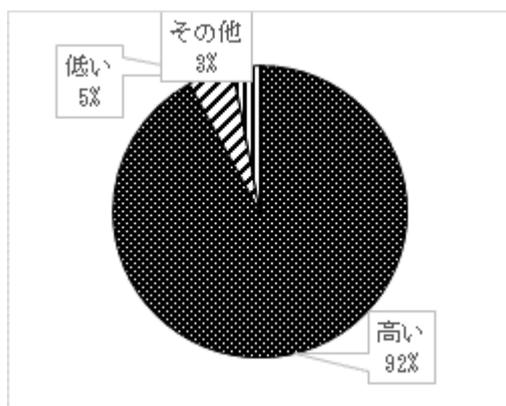
特許権取得による非経済・財政面への効果として、信用力の向上とそれによる商談などでの交渉力の向上が挙げられている点は、特許の取得を考える企業にとって参考になると考えられる。

#### (3) 減免制度の満足度及び優先度

中小企業者に対する支援制度としての減免制度の有効性を相対的に評価するために、支援施策全体における減免制度の(i)満足度と(ii)優先度について調査した。

##### (i) 支援施策全体における減免制度の満足度

【図表Ⅱ－9】 支援施全体における減免制度の満足度



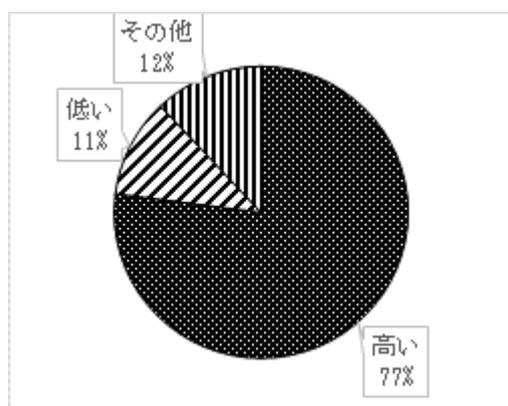
大部分の企業（92 パーセント）が、支援施策全体の中で減免制度は満足度が高いと回答した。

満足度が高い理由として、圧倒的に多かったのは資金面でのサポートへの満足感であった。

満足度が低い理由としては、手続き面、適用条件面の他に、減免額が少ないこと、申請手続に要する代理人費用が高額であることが挙げられた。

(ii) 支援施策全体における減免制度の優先度

【図表Ⅱ－10】 支援施策全体における減免制度の優先度



多くの企業（77パーセント）が、支援施策全体の中で減免制度は優先度が高いと回答した。

「高い」と回答した企業の多くが、費用抑制を理由として挙げている。次に多いのが申請の手間が比較的小さいということであった。

「低い」と回答した企業は、具体的により優先度の高い他の支援施策を挙げている。

権利取得の際に条件を満たせば必ず受けられる支援として減免制度が定着していることが、優先度が「高い」との回答が多い要因と推測される。

(4) 減免制度に関する要望

ヒアリングにおいて減免制度に関する要望を聴取したところ、以下の (i) ~ (iv) に対して、意見が得られた。

(i) 手続きの簡素化

ヒアリング対象の企業は、減免制度を活用しているが、手続き面での負担が大きいかと感じている企業が35社と多かった。これは、中小企業では限られた人員で知財に関する様々な活動をする中で、申請に必要な手続き負担が問題となっていることの表れであると考えられる。

(ii) 特許料の減免期間の拡充

減免期間の拡充を求める企業も38社と多かった。製品寿命が長い他に、製品化までの時間が長いことや、ベンチャー企業では特許取得から事業が軌道に乗るまでに10年以上かかることなどが挙げられた。いずれの場合でも、11年目以降も特許を維持する必要がある状況で、10年目までと11年目からとで特許料が大きく変わることの負担感が大きいことが分かった。

### (iii) 補助対象の拡充

外国出願、外国での特許料、代理人費用など、特許取得に関する費用について、減免などの補助対象として欲しいとの要望が 24 社からあった。中小企業においても外国出願の重要性が高い一方で、その費用負担が大きいことがうかがえた。

### (iv) 減免額の拡充

減免額の拡充についての要望は 13 社にとどまり、あまり多くはなかった。これは、既に条件を満たした場合に、特許料等が免除又は最大 1/3 にまで減免されること、及び本調査では特許保有数が 30 件未満の企業が 67 パーセントを占めることから、減免の割合を大きくしてもそれほど大きな経済効果は見込めないことが理由として考えられる。また、減免されていることで、代理人費用など権利取得に必要な費用の中に占める審査請求料や特許料の割合が既に低くなっていることも一因と考えられる。

## III. 結論

### 1. 減免制度による権利取得促進効果

83 パーセントの企業にとって減免制度は特許出願するかしないかの判断に影響しないものであることが分かった。減免制度を利用しても出願数は「変わらない」と答えた 83 パーセントの企業の多くは、必要な特許を出願し権利取得を目指している旨、又は、他の要因で出願数は決まる旨を回答した。

このことから、減免制度による出願を促す効果は必ずしも大きくないことが推測される。ただし、規模の小さな企業や特許出願数の少ない企業においては、相対的に出願を増加させる効果が高い傾向があることが分かった。また、出願後の審査請求段階及び特許を維持するかどうかを判断する段階では、減免制度の有無が判断に影響し、権利取得を促進する効果が出願時に比べて大きいことが分かった。

### 2. 減免制度による経済・財政面への効果

減免制度による経済・財政面への効果については、ヒアリング対象企業の 93 パーセントが、効果があったと回答した。さらに、支援施策全体における減免制度の満足度も 92 パーセントが高いと答えており、料金が減免される点が挙げられている。また、支援施策全体における減免制度の優先度についても 77 パーセントが高いと答えており、その理由として経済・財政面への効果が挙げられている。

これらのことから、減免制度の経済・財政面への効果は利用者にとって大きく認められていることが確認できた。

### 3. 減免制度の改善

減免制度の改善方法として、減免申請に必要な手続き負担を減らすことは、人件費削減という経済的効果だけではなく、知財人材が不足している中小企業の知財活動に余裕を生むという点からも効果が期待できる。

また、減免期間の拡充に対する要望も多かった。特許権が独占権の付与であることを踏まえれば、事業者ごとの製品ライフサイクルや許権維持動向等も勘案して慎重に議論していくことが望まれる。

さらに、外国での特許取得に関する費用補助への要望も寄せられており、外国出願に係る費用（外国特許庁への出願手数料、国内／現地代理人費用、翻訳費用）の半額助成措置について、引き続きパンフレット、ホームページや説明会等を通じた幅広い周知活動が必要である。

### 4. 知財を活用する企業を増やすための多様な施策の必要性

今回のヒアリングの結果から、中小企業には、多様なニーズが存在し、ある特定の施策のみで、知財の活用の促進を抜本的に改善することは困難であることが分かった。減免制度についても、特許出願を増やす効果は、限定的であり、減免制度があるから出願するのではなく、出願する時に使える減免制度があるから使う事業者が多数存在することから、その施策に係る費用を勘案することが必要である。

今後も、知財を活用する企業を増やすためには、知財に関する講習会や相談窓口の充実等、複層的な施策の実施が効果的であると考えられる。

以上